

学校法人北里研究所と十和田市との連携協力に関する協定書

学校法人北里研究所と十和田市は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与するための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、学校法人北里研究所と十和田市が包括的な連携のもと、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 産業振興のための連携
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、学校法人北里研究所と十和田市のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、学校法人北里研究所と十和田市が協議して別に定めるものとする。

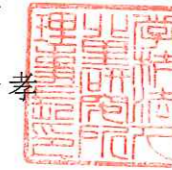
本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年11月1日

東京都港区白金五丁目9番1号

学校法人北里研究所

理事長 藤井 清孝



青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市

市長 小山田 久

